

株 主 各 位

東京都中央区銀座6丁目6番7号
株式会社朝日ネット
代表取締役社長 山 本 公 哉

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD 5
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 第20期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会招集通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://asahi-net.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

[1] 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

業界の動向

I S P (インターネット・サービス・プロバイダー) 業界におきましては、F T T H (光ファイバー) の利用者が、前年比277万件増の1,719万契約に達するなど、引き続きF T T Hの利用者増が続いております。また、高速インターネット接続の普及やネットワーク運用コストの低減などにより、クラウド・サービスの市場が拡大しています。

会員数の状況

当事業年度末のA S A H I ネットの会員数は、前年比5.9%増の468千人となりました。F T T H接続会員数は、前年比14.9%増の226千人となり、ブロードバンド会員数(303千人)に占める比率は75%となりました。平成22年3月には月間の入会者数が過去最高を記録するなど、特に第4四半期になってからの販売が好調になりました。

また、当事業年度における全回線の平均退会率は0.93%となり、引き続き1%を下回る水準を維持しております。

クラウド・サービスの状況

当社は従来からクラウド型アプリケーションの自社開発を積極的に進めてまいりました。なかでも教育支援システム「マナバ」の販売は好調に推移し、国内の有名校を中心に30の大学に導入をいたしました。また、クラウド・サービスの需要拡大に合わせ、クラウド型ホームページ管理ツール「モンブラン」、グループウェア「アサワン」、ブログサービス「アサブロ」などの自社開発によるクラウド型サービスの展開を加速してまいります。インターネット接続サービスとクラウド・サービスのシナジーを高めていくことにより、より収益性の高い事業モデルの構築を図ります。

損益の状況

光ファイバー最速(最大1Gbps)で、光ファイバー最安値を実現した「A S A H I ネット a u ひかり」の会員数が増加したことなどにより、売上が前年比8.1%増と大きく伸びております。また、サポートの品質向上、クラウド・サービス営業体制の強化など、中長期にわたって更なる高品質・高収益を実現できる分野への投資を積極的に進めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は6,738百万円（前年比8.1%増）、営業利益は1,601百万円（前年比4.7%増）、経常利益は1,631百万円（前年比4.2%増）となりました。

また、当社の「その他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、ライフネット生命保険株式会社の株式について512百万円の減損処理を行いました。生命保険会社の事業特性から、設立当初は純資産の減少を伴うため、「金融商品に関する会計基準」に基づき、同社の株式を保守的に評価したことによるものです。これによって、当期純利益は438百万円（前年比51.5%減）となりました。

2. 対処すべき課題

ブロードバンドへの移行が急速に進んでいる状況の中で、当社の接続サービスにおける課題は、F T T H利用者を積極的に獲得していくことによって、ブロードバンド市場でのA S A H I ネットのシェアを拡大するとともに、F T T Hなどのインターネット接続サービスを基盤に、インターネット関連サービスを拡張し、顧客単価の増大により収益基盤を拡充していくことが重要であると考えております。

このような状況の下、当社は以下の諸点を対処すべき課題と捉え、より一層の経営体質の強化を図ってまいります。

① F T T Hの拡販

ナローバンドやA D S LからF T T Hへ移行する利用者が増加している中で当社のF T T Hを拡販するには、当社の既存会員のF T T Hへの移行を促すだけでなく、F T T Hを利用する新規会員の増大を図ることが課題です。F T T Hへの移行をきっかけに競合他社から当社への乗り換えを促すために、効率的なプロモーション活動で顧客満足度の高いA S A H I ネットの認知度を上げるとともに、入会チャンネルの多様化と増強を図ってまいります。また、提携電気通信事業者との共同キャンペーン展開によるF T T Hの拡販も図ります。新規の提携電気通信事業者からF T T Hを調達する新たなF T T Hサービスの提供も課題です。当社の収益構造は、会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため、会員獲得の増大が収益基盤の向上につながります。

② ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

平成22年3月期の当社の全回線における平均退会率は0.93%と1%を下回るレベルにありますが、今後も退会を抑止し、さらに競合他社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、ブランドを構築し、顧客満足度の維持、向上に努めることが重要な課題です。

A S A H I ネットは、各種満足度調査のインターネット・サービス・プロバイダー部門において第1位を獲得するなど、高い評価を得ていますが、当社のブランド力を高めていくために、A S A H I ネットのホームページを常に見直し、インター

ネット利用者に対して一貫したメッセージを発信してまいります。同時に、ブロードバンドの普及に伴うトラフィック増大に対応して、当社が培ってきたノウハウを活かした適切な方策によってバックボーン回線の増強を図り、高品質のサービスを提供し続けるよう努めてまいります。また、より広範な層の会員を獲得するために当社のサービスの認知度を向上させていくことも重要な課題であり、そのためのPR活動等にも注力してまいります。

③ 新規サービスの提供

当社のインターネット接続サービス利用者に対して、ブロードバンド環境を背景にした新規のインターネット関連サービスを提供することによって、顧客満足度をいっそう高めるとともに、インターネット接続サービスとの相乗効果により顧客1人あたりの売上高増大を図ることが今後の課題になります。特にブログ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、グループウェア用に自社開発した基幹プログラムを応用したクラウド・サービスをブロードバンド接続に次ぐ第二の成長エンジンと位置づけ、積極的に展開してまいります。また、セキュリティに関する需要の高まりに対応したホスティングサービス、ウィルスチェック、迷惑メール対策など、より安全にインターネットが利用できる機能の提供を充実させてまいります。

これらの新規サービスに関しましては、それぞれのサービスごとに顧客ターゲットを見据えた多様なサービス形態を提供し、市場に受け入れられる適切な価格を設定し、効果的な販売促進活動を展開することが重要な課題です。

また、技術革新が速く環境変化の激しいインターネット関連サービスの分野においては、開発時間の短縮や販売強化を図るため、開発力や販売力の高い企業などとの業務提携も課題となってまいります。

④ 人材の確保及び育成

インターネットの技術革新のスピードに対応し、企業価値を継続的に高めていくには、優秀な人材の確保、育成が必要不可欠となります。当社においては、パソコン通信時代より培われた豊富な知識と経験を基盤に様々なインターネットサービスを提供しておりますが、今後の業容の拡大とインターネットの新技术に迅速に対応すべく、技術系を中心とする優秀な人材の確保が重要な課題であると認識しております。特にクラウド・サービスに関連した開発要員の充実に注力してまいります。

⑤ 個人情報保護法への対応

個人情報保護法については、同法の全面施行にさきがけ、社内に情報セキュリティ委員会を組織し、平成14年10月にはインターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」の使用許諾審査に合格するなど、セキュリティ対策や個人情報保護対策に積極的に取り組んでまいりました。今後も継続的に個人情報保護法の認識を徹底させる教育を行い、情報漏洩防止に向けた管理体制を強化してまいります。

3. 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は125,396千円であり、その主なものは次のとおりであります。

| | |
|----------|----------|
| ネットワーク機器 | 16,350千円 |
| サーバー機器 | 38,731千円 |
| ソフトウェア | 53,563千円 |

4. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第17期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) | 第18期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) | 第19期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 第20期(当期) (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 売 上 高 (千円) | 5,476,405 | 5,608,750 | 6,232,516 | 6,738,514 |
| 経 常 利 益 (千円) | 1,271,993 | 1,389,312 | 1,565,116 | 1,631,182 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 744,164 | 816,764 | 904,540 | 438,460 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 24.05 | 25.14 | 27.84 | 13.62 |
| 総 資 産 (千円) | 7,968,217 | 8,479,993 | 9,146,333 | 9,109,037 |
| 純 資 産 (千円) | 6,907,721 | 7,464,606 | 7,849,389 | 7,714,628 |
| 1株当たり純資産額(円) | 212.64 | 229.79 | 241.63 | 241.95 |

(注) 第17期において、平成18年8月9日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っております。

5. 主要な事業内容

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

6. 主要な営業所

東京都中央区

7. 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 82名 | 3名増 | 34.3歳 | 5.3年 |

(注) 上記には、臨時社員(パートタイマー)103名(8時間換算)は含まれておりません。

[2] 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

1. 発行可能株式の総数 119,340,000株

2. 発行済株式の総数 32,485,000株

| | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 31,884,900株 |
| 自己株式 | 600,100株 |

3. 株主数 2,938名

4. 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---------------------------|------------|--------|
| 島戸 一臣 | 3,197,000株 | 10.03% |
| 山本 公哉 | 2,647,000 | 8.30 |
| 梅村 守 | 2,647,000 | 8.30 |
| 滝口 彰 | 2,646,000 | 8.30 |
| 岩崎 慎一 | 2,646,000 | 8.30 |
| 杉山 裕一 | 2,646,000 | 8.30 |
| 株式会社シマドコーポレーション | 1,000,000 | 3.14 |
| 東日本電信電話株式会社 | 950,000 | 2.98 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 898,000 | 2.82 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 474,000 | 1.49 |

（注） 当社は、自己株式600,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

[3] 会社役員に関する事項（平成22年3月31日現在）

1. 取締役及び監査役の氏名等

| 役 職 | 氏 名 | 担当又は重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 山 本 公 哉 | |
| 取締役副社長 | 土 方 次 郎 | システム部、CS部、英語サービス部担当 |
| 取締役副社長 | 滝 口 彰 | クラウドサービス部、サービス事業部担当 |
| 取 締 役 | 溝 上 聡 司 | 顧客情報センター、経理部担当 |
| 監査役（常勤） | 小 林 三千夫 | |
| 監査役（非常勤） | 今 西 浩 之 | 公認会計士、株式会社バイオラックス 社外監査役 株式会社ソケット 社外監査役 |
| 監査役（非常勤） | 井 原 智 生 | 弁護士 |

- (注) 1. 監査役小林三千夫氏、今西浩之氏、井原智生氏の3名はいずれも社外監査役（独立役員）であります。
2. 監査役今西浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役井原智生氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 129,751千円（うち社外取締役 一名 一千円）
 監査役 3名 24,000千円（うち社外監査役 3名 24,000千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月27日開催の第8回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏 名 | 兼職先 | 兼職の内容 | 関係 |
|-----------|---------|-------------------------|----------------|----|
| 社 外 監 査 役 | 今 西 浩 之 | 株式会社バイオラックス 株式会社ソケット | 社外監査役 社外監査役 | — |

② 社外役員の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|----------|--------|--|
| 監査役（常勤） | 小林 三千夫 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席するほか、稟議書、契約書等重要書類の閲覧、社員への業務状況の聴取ならびにその他の重要会議への出席などを通して総合的な見地から監査を行い、必要事項について適宜発言をしております。 |
| 監査役（非常勤） | 今西 浩之 | 当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに、また監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経理システムにおける検討事項や税法変更における会計処理についての発言を行っております。 |
| 監査役（非常勤） | 井原 智生 | 当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに、また監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役3名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

[4] 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 15,500千円 |
| ② 上記以外の業務に基づく報酬 | －千円 |
| ③ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、これらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

[5] 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役社長及び監査役（会）に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理し、内部監査、監査役監査により定期的にその保管状況について監視する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、オペレーションミーティング及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査役監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改訂する。

内部監査部門及び監査役は、内部監査、監査役監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。

⑥ 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

⑦ 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要会議に出席するほか、重要な決裁書類、その他

の資料を閲覧する。

取締役及び使用人は、取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査役と内部監査部門及び会計監査人との連携が図れるよう監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

[6] 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 流動資産 | 8,218,972 | 流動負債 | 1,394,408 |
| 現金及び預金 | 3,573,991 | 買掛金 | 291,699 |
| 売掛金 | 1,549,604 | 未払金 | 697,446 |
| 有価証券 | 3,000,000 | 未払法人税等 | 353,338 |
| 貯蔵品 | 13,385 | 未払消費税等 | 34,494 |
| 前払費用 | 34,559 | 前受金 | 348 |
| 繰延税金資産 | 30,538 | 預り金 | 11,593 |
| その他 | 20,496 | 前受収益 | 2,644 |
| 貸倒引当金 | △3,603 | その他 | 2,842 |
| 固定資産 | 890,065 | 負債合計 | 1,394,408 |
| 有形固定資産 | 163,736 | 純資産の部 | |
| 建物 | 25,302 | 株主資本 | 7,714,628 |
| 機械及び装置 | 52,223 | 資本金 | 630,480 |
| 工具、器具及び備品 | 86,209 | 資本剰余金 | 780,808 |
| 無形固定資産 | 76,656 | 資本準備金 | 780,808 |
| ソフトウェア | 69,009 | 利益剰余金 | 6,472,486 |
| その他 | 7,647 | 利益準備金 | 5,822 |
| 投資その他の資産 | 649,673 | その他利益剰余金 | 6,466,664 |
| 投資有価証券 | 491,848 | 繰越利益剰余金 | 6,466,664 |
| 出資金 | 5,000 | 自己株式 | △169,146 |
| 破産更生債権等 | 1,143 | | |
| 長期前払費用 | 4,934 | | |
| 繰延税金資産 | 42,278 | | |
| 敷金 | 98,992 | | |
| その他 | 6,620 | | |
| 貸倒引当金 | △1,143 | 純資産合計 | 7,714,628 |
| 資産合計 | 9,109,037 | 負債及び純資産合計 | 9,109,037 |

損 益 計 算 書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 6,738,514 |
| 売 上 原 価 | | 3,626,680 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,111,833 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,510,813 |
| 営 業 利 益 | | 1,601,019 |
| 営 業 外 収 益 | | 33,663 |
| 受 取 利 息 | 14,796 | |
| 有 価 証 券 利 息 | 17,550 | |
| 受 取 配 当 金 | 1,000 | |
| そ の 他 | 316 | |
| 営 業 外 費 用 | | 3,501 |
| 自 己 株 式 取 得 費 用 | 3,501 | |
| 経 常 利 益 | | 1,631,182 |
| 特 別 損 失 | | 517,500 |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 450 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 3 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 512,751 | |
| そ の 他 | 4,295 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,113,681 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 667,413 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | 7,807 |
| 当 期 純 利 益 | | 438,460 |

株主資本等変動計算書

(自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | |
|---------------|---------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 前 期 末 残 高 | 630,480 | 780,808 | 780,808 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | — | — |
| 当 期 純 利 益 | — | — | — |
| 自 己 株 式 の 取 得 | — | — | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 630,480 | 780,808 | 780,808 |

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 純資産合計 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|-----------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| | | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 前 期 末 残 高 | 5,822 | 6,432,314 | 6,438,136 | △36 | 7,849,389 | 7,849,389 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | — | △404,111 | △404,111 | — | △404,111 | △404,111 |
| 当 期 純 利 益 | — | 438,460 | 438,460 | — | 438,460 | 438,460 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | — | — | — | △169,110 | △169,110 | △169,110 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 34,349 | 34,349 | △169,110 | △134,760 | △134,760 |
| 当 期 末 残 高 | 5,822 | 6,466,664 | 6,472,486 | △169,146 | 7,714,628 | 7,714,628 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産：定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

また、機械及び装置並びに工具、器具及び備品については、実質的残存価額（備忘価額1円）まで償却を行っております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～15年

機械及び装置 3年～6年

工具、器具及び備品 2年～5年

無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

長期前払費用：均等償却

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額： 1,309,567千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 32,485,000 | — | — | 32,485,000 |

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----|---------|----|---------|
| 普通株式(株) | 100 | 600,000 | — | 600,100 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による取得 600,000株

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力 発生日 |
|----------------------|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|
| 平成21年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 194,909 | 6円00銭 | 平成21年 3月31日 | 平成21年 6月30日 |
| 平成21年11月10日 取締役会 | 普通株式 | 209,201 | 6円50銭 | 平成21年 9月30日 | 平成21年 12月8日 |

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力 発生日 |
|----------------------|-------|----------------|--------------|----------------|----------------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 207,251 | 6円50銭 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月30日 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|------------|
| 減価償却超過額 | 41,847千円 |
| 未払事業税 | 27,376千円 |
| 投資有価証券評価損 | 210,816千円 |
| その他 | 10,132千円 |
| 繰延税金資産小計 | 290,172千円 |
| 評価性引当額 | △217,356千円 |
| 繰延税金資産合計 | 72,816千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 72,816千円 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社における取組方針は、資金の内、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程にて制限しております。運用の原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、銀行の安定性のある金融商品や満期保有目的の格付けの高い社債にて運用しており、発行体の信用リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社の内規により、定期的に信用状況を把握することにより、リスクの最小化、分散化を図っております。

投資有価証券については、非上場株式を保有しており、市場価格の変動リスクはありませんが、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 3,573,991 | 3,573,991 | — |
| (2) 売掛金 | 1,549,604 | 1,549,604 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 2,000,000 | 1,995,060 | △4,940 |
| ② その他有価証券 | 1,000,000 | 1,000,000 | — |
| 資産計 | 8,123,596 | 8,118,656 | △4,940 |
| (1) 未払金 | 697,446 | 697,446 | — |
| 負債計 | 697,446 | 697,446 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、その他については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 491,848 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

なお、当事業年度において、その他有価証券の非上場株式について512,751千円減損処理を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

| | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額： | 241円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益： | 13円62銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月20日

株式会社朝日ネット
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 栗原安夫 ㊤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 板谷秀穂 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月25日

株式会社朝日ネット 監査役会

常勤監査役 小林 三千夫 ㊟

監査役 今 西 浩 之 ㊟

監査役 井 原 智 生 ㊟

(注) 常勤監査役小林三千夫、監査役今西浩之及び監査役井原智生は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は207,251,850円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき金13円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日(水曜日)といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|--|------------|
| 1 | 山本公哉 (昭和38年1月30日生) | 平成16年8月 当社入社 平成16年9月 当社取締役 平成16年10月 当社代表取締役 平成17年3月 当社代表取締役副社長 平成17年4月 当社代表取締役副社長 平成18年1月 当社代表取締役社長（現任） | 2,647,000株 |
| 2 | 土方次郎 (昭和46年1月16日生) | 平成10年10月 当社入社 平成13年5月 当社代表取締役専務 平成14年5月 当社代表取締役社長 平成16年5月 当社代表取締役社長退任 平成16年9月 東日本電信電話株式会社入社 平成20年6月 東日本電信電話株式会社退職 平成20年6月 当社取締役副社長（現任） | 一株 |
| 3 | 滝口彰 (昭和36年7月5日生) | 平成4年9月 当社取締役 平成18年1月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 当社取締役副社長（現任） | 2,646,000株 |
| 4 | 溝上聡司 (昭和39年12月22日生) | 平成8年7月 当社入社 平成18年4月 営業本部長 平成18年6月 当社取締役（現任） | 50,000株 |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役小林三千夫氏、今西浩之氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|--|------------|
| 1 | 小林 三千夫 (昭和4年3月12日生) | 昭和28年4月 朝日新聞社入社 昭和60年6月 朝日新聞社常勤監査役 平成元年6月 朝日案内株式会社代表取締役社長 平成4年6月 朝日案内株式会社代表取締役会長 平成6年6月 朝日新聞社監査役 平成9年6月 朝日新聞社監査役退任 平成17年7月 当社常勤監査役(現任) | 50,000株 |
| 2 | 今西 浩之 (昭和41年9月22日生) | 平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長(現任) 平成15年3月 イマニシ税理士法人社員(現任) 平成17年3月 当社監査役(現任) 平成17年6月 株式会社バイオラックス監査役(現任) 平成20年6月 株式会社ソケットズ監査役(現任) | 150,000株 |

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林三千夫氏、今西浩之氏は、社外監査役(独立役員)候補者であります。
3. 小林三千夫氏を社外監査役候補者とした理由は、監査役、経営者としての豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
4. 今西浩之氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験、並びに上場会社の監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年4か月となります。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である小林三千夫氏、今西浩之氏の両氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|---|------------|
| 加納 隆 (昭和12年2月14日生) | 昭和38年4月 株式会社朝日新聞社入社 平成8年6月 北陸朝日放送株式会社常務取締役 平成9年2月 株式会社朝日新聞社定年退職 平成13年6月 北陸朝日放送株式会社常務取締役退任 平成19年6月 当社補欠監査役(現任) | 1,000株 |

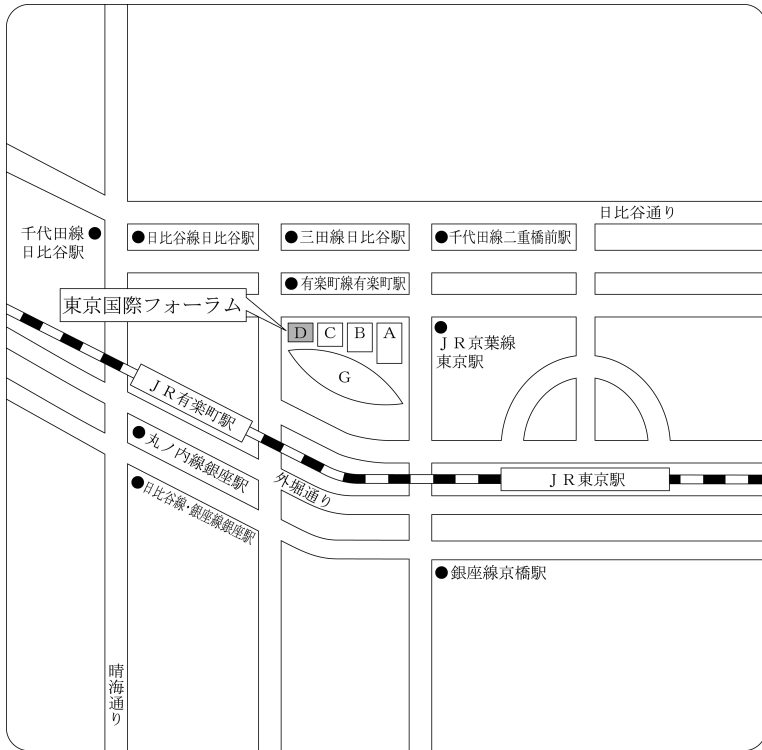
- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者加納隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 加納隆氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、北陸朝日放送株式会社の経営に携わった経験を当社の監査体制に活かしていただきたいためであります。
4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である加納隆氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

最寄り駅 地下鉄「有楽町駅」D5出口から徒歩1分
J R 「有楽町駅」国際フォーラム口から徒歩1分



A : ホールA B : ホールB C : ホールC D : ホールD G : 会議室・展示ホールロビー